

議第42号

京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について

京都市立小学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市立小学校条例の一部を改正する条例

京都市立小学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

「 京都市立静原小学校	京都市左京区静市静原町1125番地の1	」,
----------------	---------------------	----

「 京都市立福西小学校	京都市西京区大枝南福西町一丁目7番地	」
----------------	--------------------	---

及び

「 京都市立小栗栖小学校	京都市伏見区小栗栖森本町47番地の4	」
-----------------	--------------------	---

を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

京都市立静原小学校を京都市立市原野小学校に、京都市立福西小学校を京都市立竹の里小学校に、京都市立小栗栖小学校を京都市立石田小学校に統合する必要があるので提案する。